

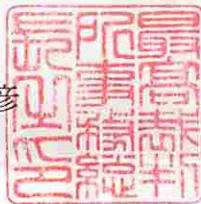
最高裁秘書第2046号

平成31年4月25日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成31年1月22日付け（同月24日受付、最高裁秘書第419号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 平成30年（2018年）9月3日付け「損害賠償請求事件について」と題する書面（片面で1枚）
- (2) 平成30年（2018年）9月10日付け「遺留分減殺請求事件について」と題する書面（片面で1枚）
- (3) 平成30年（2018年）9月13日付け「接見妨害等国家賠償請求事件について」と題する書面（片面で1枚）
- (4) 平成30年（2018年）8月30日付け「保険金請求事件について」と題する書面（片面で1枚）
- (5) 平成30年（2018年）11月13日付け「生活保護変更決定取消等請求事件について」と題する書面（片面で1枚）
- (6) 平成30年（2018年）11月19日付け「損害賠償請求事件について」と題する書面（片面で1枚）

(7) 平成30年11月28日付け「選挙無効請求事件（衆議院議員定数訴訟）について」と題する書面（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

## 損害賠償請求事件について

### 事案の概要

本件は、東京証券取引所に上場されていた被上告人の株式を募集等により取得した上告人らが、被上告人が提出した有価証券届出書に係る参考書類中の重要な事項（営業利益や営業損失の額等）について虚偽の記載があり、それにより損害を被ったなどと主張して、被上告人に対し、金融商品取引法（以下「金商法」という。）18条1項に基づく損害賠償等を求める事案である。

#### 〔参考〕

金商法18条1項 有価証券届出書のうちに、重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けているときは、当該有価証券届出書の届出者は、当該有価証券を当該募集又は売出しに応じて取得した者に対し、損害賠償の責めに任する。（後略）  
なお、同条により損害賠償をするべき場合の損害賠償額は、同法19条により定められる。

### 原判決と争点

- ◇ 原判決は、被上告人の損害賠償額の算定に当たり、金商法19条2項により被上告人が賠償の責任を負わないこととなる損害の額について民訴法248条を類推適用して相当な額を認定し、これを控除するなどして、上告人らの請求を一部のみ認容した。
- ◇ 最高裁における争点は、上記のような民訴法248条の類推適用の可否であり、金商法の関係規定の趣旨及び目的並びに民訴法248条の趣旨についての解釈が問題となっている。

#### 〔参考〕

金商法19条2項 前条の規定により賠償の責めに任すべき者は、当該請求権者が受けた損害の額の全部又は一部が、有価証券届出書又は目論見書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていたことによって生ずべき当該有価証券の値下り以外の事情により生じたことを証明した場合においては、その全部又は一部については、賠償の責めに任じない。

民訴法248条 損害が生じたことが認められる場合において、損害の性質上その額を立証することが極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。

遺留分減殺請求事件について**事案の概要**

今回、次の2つの事件で弁論が行われます。

**平成29年(受)第1708号**

上告人及び被上告人らは、きょうだいである。先に父が死亡し、相続が開始したが（1次相続）、母は自己の相続分を上告人に無償で譲渡し、上告人は母の相続分も合わせた相続分を基礎にして1次相続につき遺産分割審判により父の遺産を取得した。その後、母が死亡し、相続が開始した（2次相続）が、亡母には財産がなかった。そこで、2次相続に関し、被上告人らが上告人に対し、1次相続のときになされた相続分譲渡によって被上告人らの遺留分が侵害されたと主張して、遺留分減殺請求をした。

**平成29年(受)第1735号**

上告人及び被上告人は、きょうだいである。先に父が死亡し、相続が開始したが（1次相続）、母は自己の相続分を被上告人に譲渡し、被上告人は母の相続分も合わせた相続分を基礎にして1次相続についての遺産分割調停において父の遺産を取得した。その後、母が死亡し、相続が開始した（2次相続）が、亡母はみるべき財産を有していなかった。そこで、2次相続に関し、上告人が被上告人に対し、1次相続のときになされた相続分譲渡によって上告人の遺留分が侵害されたと主張して、遺留分減殺請求をした。

**争点（両事件共通）**

遺留分の額は、被相続人が相続開始の時に有していた財産の価額に、被相続人が「贈与」した財産の価額を加え、その中から債務の全額を控除して遺留分算定の基礎となる財産額を確定し、それに遺留分割合を乗ずるなどして算定されるが、この遺留分算定の基礎となる財産に算入すべき「贈与」に相続分の譲渡を含むか、が両事件の争点である。

**各原審の判断**

**平成29年(受)第1708号** 原審は、相続分の譲渡は遺留分算定の基礎となる財産に算入すべき「贈与」に当たるとして、遺留分減殺請求を認容すべきものとした。

**平成29年(受)第1735号** 原審は、相続分の譲渡は遺留分算定の基礎となる財産に算入すべき「贈与」に当たらないとして、遺留分減殺請求を棄却すべきものとした。

## 接見妨害等国家賠償請求事件について

### 事案の概要等

◇ 原判決が認定した事実によれば、拘置所に被告人として勾留されていた上告人Aは、拘置所内で「獄中者に対する暴行を謝罪せよ。」などと大声を発したことから保護室に収容された。上告人Aの弁護人であった上告人Bは、拘置所を訪れ、上告人Aとの面会を求めたが、拘置所職員は、上告人Aが保護室に収容中であることを理由として面会を許さなかった。本件は、上告人らが、被上告人国に対し、そのような拘置所側の対応が違法であると主張して、慰謝料の支払を求める事案である。

【参考】刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（抜粋）

（保護室への収容）

#### 第79条第1項

刑務官は、被収容者が次の各号のいずれかに該当する場合には、刑事施設の長の命令により、その者を保護室に収容することができる。

二 次のイからハまでのいずれかに該当する場合において、刑事施設の規律及び秩序を維持するため特に必要があるとき。

イ 刑務官の制止に従わず、大声又は騒音を発するとき。

### 争点

◇ 争点は、上告人Aが保護室に収容中であることを理由として上告人Aと上告人Bとの面会を許さなかったことが国家賠償法上違法であるか否かである。

## 保険金請求事件について

### 事案の概要

本件は、自動車事故の被害者である原告が、加害者の加入する自賠責保険の保険会社である被告に対し、労働者災害補償保険法に基づく給付（労災保険給付）を受けてもなお填補されない損害について、自動車損害賠償保障法16条1項の直接請求権〔注〕に基づき、保険金額の限度における損害賠償額及びこれに対する訴状送達の日の翌日から支払済みまでの遅延損害金の支払を求める事案である。

〔注〕自動車事故の人身損害について加害者に損害賠償責任が発生したときは、被害者は、直接、保険会社に対し、保険金額の限度で損害賠償額の支払を請求することができる。

### 原判決及び争点

- ◇ 原判決は、次のとおり判断するなどして、原告の請求を一部認容した。
  - 1 被害者は、労災保険給付を受けてもなお填補されない損害がある場合には、労災保険給付の支給により国に移転した直接請求権に優先して、自らの直接請求権行使することができる。
  - 2 被害者が直接請求権を訴訟上行使した場合には、保険会社の損害賠償額支払債務は判決が確定した時に遅滞に陥る。
- ◇ 最高裁における争点は、次の2点である。
  - 1 被害者が労災保険給付を受けてもなお填補されない損害について直接請求権を使用する場合に、被害者は、国に優先して保険金額の限度で損害賠償額の支払を受けることができるのか、それとも被害者の直接請求権の額が国に移転した直接請求権の額との合計額に対して占める割合に応じて案分された保険金額の限度で損害賠償額の支払を受けることができるにとどまるのか
  - 2 保険会社の損害賠償額支払債務が遅滞に陥る時期

〔参考〕自動車損害賠償保障法16条の9第1項

保険会社は、第16条第1項の規定による損害賠償額の支払の請求があった後、当該請求に係る自動車の運行による事故及び当該損害賠償額の確認をするために必要な期間が経過するまでは、遅滞の責任を負わない。

## 生活保護変更決定取消等請求事件について

## 事案の概要

本件は、長男の勤労収入についての届出をせずに不正に保護を受給したとして、生活保護法(平成25年法律第104号による改正前のもの)78条に基づき、当該勤労収入(源泉徴収に係る所得税の額を控除した後のもの)を徴収する旨の費用徴収額決定を受けるなどした原告が、その取消し等を求める事案である。

〔参考〕生活保護法78条(平成25年法律第104号による改正前のもの)

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。

## 原判決及び争点

- ◇ 原判決(大阪高裁)は、勤労収入が適正に届け出られていれば、昭和36年4月1日付け厚生事務次官通知「生活保護法による保護の実施要領について」第8-3-(4)に基づく基礎控除に相当する額は原告の世帯の収入とは認定されていなかったはずであるから、上記78条による徴収額決定に係る徴収額の算定に当たり、基礎控除に相当する額を控除しなければ違法となると判断し、徴収額決定のうち基礎控除に相当する部分を取り消すなどした。
- ◇ 最高裁における争点は、同条に基づく費用徴収額決定に係る徴収額の算定に当たり、上記の基礎控除の額に相当する額を控除しないことが違法であるか否かである。  
上告人(被告門真市)は、勤労収入についての適正な届出をせずに不正に保護を受けた者については、勤労収入相当額のうち基礎控除に相当する部分も同条に基づく費用徴収額決定の対象とることができ、勤労収入相当額から基礎控除相当額を控除せずに徴収する旨の決定がされたとしても、違法とはいえない旨を主張している。

## 損害賠償請求事件について

### 事案の概要

上告人らは、Aが所有し運転する普通乗用自動車（以下「本件自動車」という。）に追突されて傷害を負ったとして、本件自動車の名義上の所有者兼使用者であり、Aの弟である被上告人に対し、自動車損害賠償保障法3条（\*）に基づき、損害賠償を求めている。

（\*）自動車損害賠償保障法3条

「自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によって他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる。（以下、略）」

### 原判決及び争点

- ◇ 原判決は、被上告人は、生活保護を受けていたAから依頼され、本件自動車の名義人となることを承諾したというにとどまり、本件自動車の売買には関与しなかったこと、被上告人とAとは、完全に住居、生計が異なっており、疎遠であったこと、Aが本件自動車を実質的に所有し、使用しており、被上告人は、本件自動車の保管場所も知らず、本件自動車の保管や使用について全く関与していなかったこと等に照らすと、被上告人は、「自己のために自動車を運行の用に供する者」に当たらないと判断して、上告人の請求を棄却した。
- ◇ 最高裁における争点は、被上告人が本件自動車の運行について「自己のために自動車を運行の用に供する者」に当たるか否かである。

## 選挙無効請求事件（衆議院議員定数訴訟）について

### 事案の概要等

- 平成29年10月22日に施行された衆議院議員総選挙（本件選挙）について、衆議院小選挙区選出議員の選挙（小選挙区選挙）の選挙区割りに関する公職選挙法の規定は憲法に違反し無効であるから、これに基づき施行された本件選挙も無効であるとして、各選挙区の選挙人らが提起した選挙無効訴訟である。本件選挙当時、選挙区間における議員1人当たりの選挙入数の最大較差は1,979倍であった。2つのグループにより全国の高裁本庁・支部に提起された合計16件が大法廷で審理されている。
- 衆議院議員の小選挙区選挙に係るいわゆる定数訴訟について、平成23年の大法廷判決は、旧区画審設置法3条2項所定の1人別枠方式に係る部分及び選挙当時の選挙区割りが、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態（違憲状態）に至っていたが、憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかつたとはいえないと判断した。
- 平成27年の大法廷判決も、最大較差が2,129倍であった平成26年選挙について、いまだ多くの都道府県において1人別枠方式を定めた同項の規定が削除された後の区割基準に基づいて再配分がされた場合とは異なる定数が配分されているなどとして、選挙当時の選挙区割りは違憲状態にあるが、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたとはいえず、各選挙当時の定数配分規定は合憲であると判断した。

### 争点及び原判決

- 本件選挙は、区画審設置法及び公職選挙法の一部改正（平成28年改正法、平成29年改正法）後の定数配分規定の下で施行された衆議院議員総選挙である。これらの改正法は、小選挙区選出議員の定数を6削減するとともに新たな定数配分方式としてアダムズ方式を採用することとし、同方式による定数配分が行われるまでの較差是正の措置として、各都道府県の選挙区数の0増6減の措置を探るとともに、同措置を前提とする選挙区割りの改定を行うことなどを内容とするものである。本件訴訟においては、上記各改正法の下における本件選挙当時の選挙区割り及び選挙区割規定の憲法適合性が争われている。
- 原判決は、いずれも請求棄却判決であるが、16件のうち15件では、本件選挙について違憲状態にあったということはできないとの判断がされており、1件では、違憲状態にあったが、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたとはいえず、国会の裁量権の限界を超えるとはいえないとの判断がされている。